

ぎふ労働局
通信 2025 10

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

岐阜県最低賃金

時間額

1,065円
(64円アップ)

発効日

令和7年10月18日

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

令和7年10月1日から施行!!
改正 育児・介護休業法

● 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は、3歳から、小学校就学前の子を養育する労働者に対して、職場のニーズを把握した上で、次の中から**2以上の措置を選択して講ずる必要があります**。

【選択して講ずるべき措置（両立支援制度等）】

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇
(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度(1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む)

①～④
フルタイムでの
柔軟な働き方

● 事業主が選択した制度について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として**選択した制度（対象措置）**に関する**周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません**。

● 妊娠・出産等の申出時や子が3歳になる前の個別の意向聴取

● 聴取した労働者の意向についての配慮



岐阜労働局 X 開設!!



厚生労働省岐阜労働局の公式アカウントを開設しました。
岐阜労働局における各種施策や、雇用、労働における情報をお届けします。

岐阜労働局
公式キャラクター
ハロッチャンとカートくん



岐阜労働局
@21GIFU_roudou
厚生労働省岐阜労働局の公式アカウントです。岐阜労働局における各種施策や、雇用、労働における情報をお届けします。なお、寄せられたコメントの返信はしていません。
【岐阜労働局のSNS・運用方針】
jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyo...
@jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyo... 2025年8月からXを利用しています
1フォロー中 0フォロー

県内の安全衛生優良事業場等を決定

— 表彰式を岐阜県産業安全衛生大会にて行います —

岐阜労働局は、職場の安全衛生水準が優秀で積極的に取り組まれている県内の事業場に対し、下記のとおり安全衛生表彰を行います。また、厚生労働大臣優良賞を受賞した事業場も、併せて紹介します。

【日時】 令和7年10月8日（水）13:30～16:10

【場所】 可児市文化創造センター小劇場

【内容】 ・厚生労働大臣優良賞
・株式会社ブリヂストン 関工場（関市）

・岐阜労働局長優良賞

・テルモ・クリニカルサプライ株式会社（各務原市）
・鹿島建設株式会社 神岡試験坑道掘削工事（その2）（飛騨市）
・ボルツ株式会社 岐阜工場（郡上市）

・岐阜労働局長奨励賞

・ブレインシール株式会社 第一工場（大垣市）
・株式会社大林組 名古屋支店
東海環状自動車道柿田トンネル工事（可児市）

【お問い合わせ】 岐阜労働局健康安全課 058-245-8103



過労死等防止対策推進シンポジウム

【日時】 令和7年11月13日（木）13:30～16:15

【場所】 岐阜県図書館 1階 多目的ホール

【内容】 ・岐阜労働局からの報告

「職場におけるハラスメントについて」

岐阜労働局 雇用環境・均等室 室長補佐（指導）辻健夫

・企業からの取り組み事例報告

「『働きがい』と『生きがい』を感じる職場づくり」

株式会社長瀬土建 代表取締役 長瀬雅彦氏

・基調講演

「過労死問題の現在・過去・未来」

弁護士・過労死弁護団全国連絡会議代表幹事 松丸正氏

【お問い合わせ】 岐阜労働局監督課 058-245-8102



キャリアアップ助成金 正社員化コース

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者等の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

＜令和7年4月以降の変更点＞

支給対象者の範囲・助成額の変更

※令和7年4月以降、正社員転換の取り組みを行った場合に適用されます。

【重点支援対象者】

有期→正規 80万円（60万円）

無期→正規 40万円（30万円）

【重点支援対象者以外】

有期→正規 40万円（30万円）

無期→正規 20万円（15万円）

（ ）は大企業の助成額



「重点支援対象者」とは？

- a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者
- b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
 - ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
 - ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
- c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします

※新規卒卒者については、雇入れられた日から起算して1年未満の者については、支給対象外となります

【お問い合わせ】 岐阜労働局助成金センター 058-263-5650 **ご相談はお早めに!!**